

荒尾市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)素案の概要

1 計画の基本的事項

国民健康保険保健事業実施計画（以下、「データヘルス計画」と言います。）は、健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。

生活習慣病の発症及び重症化予防による健康寿命の延伸と医療費の伸びの抑制を目的とし、国の法令や県、市の関連計画と相互連携し、保健事業を推進していきます。

また、高齢者の医療の確保に関する法律において策定が義務付けられている「第3期特定健診・特定保健指導実施計画」及び高医療費の市町村に対し熊本県より策定が求められている「医療費適正化計画」を包含し、計画期間を平成30年度から平成35年度までの6年間としました。

2 保険者努力支援制度と関係機関と連携した保健事業の推進

国は、保険者努力支援制度という新たな制度において、保険者の保健事業への取組と成果を点数化し、点数に応じた財政支援が行われることとなりました。評価項目のひとつとして、保健事業の実施と密接に関係している医療機関をはじめとした関係機関と連携した取組も対象となっています。

このため、医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表者等が参加する「第2期データヘルス計画に関する検討会」を設置し、関係団体との協議を行いながら保健事業を推進し、健康寿命の延伸を図るだけでなく、国の財政支援を活用した歳入確保にも努めます。

また、被保険者の代表者等が参加する国民健康保険運営協議会の機会を活用した意見交換等のほか、国保の現状等の情報発信に努め、被保険者の健康づくりへの参加を促します。

3 第1期データヘルス計画に関する評価と第2期計画に向けた課題

第1期計画では、予防可能な疾患である生活習慣病の発症及び重症化の予防等に取り組み、人工透析の新規導入患者数や入院医療費伸び率の減少が確認されるなど、保健事業の実施が健康増進に一定の効果をもたらしていると考えられますが、特定健診の受診率をはじめ、目標達成に向け引き続き努力が必要な部分も多いところです。

第1期計画における事業評価と現状を踏まえ、第2期計画にて取組むべき健康課題を以下の4点に絞りました。

今後、関係機関との連携を強化しながら保健事業を実施していきます。

- 課題① 特定健診受診率が低く、自分の健康状態を把握していない人が多い。
- 課題② メタボ該当者及びメタボ予備群が多い。
- 課題③ 生活習慣病の治療歴がある人でもコントロール不良となっている人が多い。
- 課題④ 高額レセプトにおける腎不全、虚血性心疾患、脳血管疾患の患者数が多く、1人当たりの医療費も高い。

4 第2期計画における目標の設定(短期的目標)

- 1 特定健診を受診し自分の健康状態を把握する人の増加
(評価指標：特定健診受診率、特定保健指導実施率、特定健診継続受診率)
 - 2 生活習慣病の疑いのある人及び生活習慣病未治療者の減少
(評価指標：メタボ該当者及びメタボ予備軍の割合、生活習慣病重症化予防対象者(※)に占める未治療者の割合)
 - 3 生活習慣病治療歴のある生活習慣病コントロール不良者の減少
(評価指標：治療歴のある生活習慣病重症化予防対象者の割合)
- ※生活習慣病重症化予防対象者とは、特定健診の結果が糖尿病(HbA1c6.5%以上)、高血圧(Ⅱ度高血圧以上)、脂質異常症(LDLコレステロール180mg/dl以上、又は中性脂肪300mg/dl以上)に該当する人。

5 第2期計画における目標の設定(中長期的目標)

- 1 脳血管疾患を発症する人の減少(前年比新規患者数減少の継続を目指す)
- 2 虚血性心疾患を発症する人の減少(前年比新規患者数減少の継続を目指す)
- 3 慢性腎臓病を重症化させる人の減少(前年比新規患者数減少の継続を目指す)
- 4 1人当たり医療費の伸びの抑制(県平均並みとすることを旨とする)

6 第2期計画期間における保健事業の実施内容

- 1 特定健診・特定保健指導に関する取組(特定健診・特定保健指導の実施率向上など)
- 2 生活習慣病の重症化予防に関する取組(糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導など)
- 3 医療費適正化に関する取組(後発医薬品の普及啓発、重複頻回受診者訪問指導など)
- 4 その他の保健事業(がん検診等の受診率向上、若年者健診、その他啓発活動など)

7 計画の評価や見直しについて

毎年度行う個別事業の評価のほか、平成32年度に計画の中間評価、平成35年度に最終評価を実施します。

評価に当たっては、「第2期データヘルス計画に関する検討会」や保健事業支援・評価委員会等を活用し、庁内外における意見を踏まえるものとし、事業の評価に当たっては、国保データベース(KDB)システム、特定健診結果情報、レセプトデータ等から集計した情報を活用します。

また、国の法令や熊本県及び本市における関連計画との整合性を図り、必要に応じて計画の見直しを行います。